

第9号

秋田被害者支援センターだより



発行日 平成19年7月31日
発行者 社団法人秋田被害者支援センター
理事長 佐藤 怜
住所 〒010-0001
秋田市中通5丁目1番51号(北都銀行別館2F)
TEL 018-887-7605 FAX 018-887-7608
URL <http://www.av.s.or.jp>

身近で途切れない支援のために



秋田県生活環境文化部

安全・安心まちづくり推進課長 鎌田 恵子

県では、昨年2月「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、基本計画1年目に当たる昨年度は、「国民のつどい 秋田大会」を全国に先駆けて開催することができました。当日は、参加された方々から犯罪被害者の置かれている状況、支援の必要性などについて意識が改まったなどのご意見が多数寄せられました。今年度も、県民のつどいをはじめとして、キャンペーン、手記募集等の事業を展開していくこととしております。

犯罪被害者等のニーズは、捜査や公判における支援、医療、福祉など多岐にわたります。支援を必要としている人たちに、身近な場所で、きめ細かく迅速に対応していくことが求められます。そのためには、犯罪被害者等の方々が抱える問題に必要な情報提供、支援などが、決して途切れることなく、スムーズに繋がっていく体制の構築が重要です。現在、県内25市町村のうち、22市町村で犯罪被害者等基本条例が制定されておりますが、さらに、今年度も全県及びブロックごとに開催される市町村等との研修会、様々な機関が意見交換する被害者支援連絡協議会などの機会を通じて、市町村、警察、関係機関・団体等との連携を強化してまいります。

県では、本年4月の組織再編により、「日本一安全で安心な秋田県」づくりを推進しようと、「安全・安心まちづくり推進課」を新設しました。犯罪の起こりにくいまちづくり、消費者被害の防止、交通事故の防止とともに、犯罪被害者等の支援も大きな柱と位置づけています。

今後も、県の基本計画に盛り込まれた施策の確実な推進とさらなる充実に向けて活動を展開してまいりますので、県民の皆様をはじめ関係機関・団体の御支援、御協力をお願いいたします。

電話相談

☎ 018-832-8010 月曜日～金曜日(祝日を除く)

0120-62-8010 午前10時～午後4時

平成19年度市町村総合的対応相談窓口担当者研修会

平成19年度市町村総合的対応相談窓口担当者研修会

団法人秋田被害者支援センター 共催 秋田県 秋田県警察本部 日本財団 助成事業



開催目的

市町村に於ける犯罪被害者等に対する支援活動を円滑に行うことを目的に秋田県、秋田県警察本部と共に犯罪被害者等支援業務に従事する職員対象の研修会を日本財団の助成により開催した。



平成19年度市町村総合的対応相談窓口担当者研修会カリキュラム

時間	区分	研修内容	
		講義内容	講師
1 10:00~10:10	20	オリエンテーション	
2 10:10~10:20	10	理事長あいさつ	社秋田被害者支援センター 理事長 佐藤 怜
3 10:20~11:10	50	総合的対応相談窓口の業務及び県の取組状況について	県安全・安心まちづくり推進課 副主幹 藤野幸雄氏
	10	休憩	
4 11:20~12:00	40	大仙市の取組事例	大仙市役所 消防安全課長 佐々木誠治氏
	60	昼 休 み	
5 13:00~14:00	60	犯罪被害者孤児になつての43年	殺人事件遺族 佐藤 咲子氏 聞き手 秋田大学医学部 准教授 米山奈奈子氏
	10	休憩	
6 14:10~15:10	60	杉並区の犯罪被害者支援の取組について	杉並区役所 区民生活部管理課長 和田 義広氏
	10	休憩	
7 15:20~16:40	80	グループ別話し合い	
8 16:40~16:45	5	閉 会	

参加者80名

- ・市町村担当者
- ・警察担当者
- ・県地域振興局担当者
- ・支援センター 他

「衝撃を受けて」

大仙市役所市民生活部
消防安全課副主幹
和 氣 邦 子

この度の研修で、犯罪被害者の方の講話を初めて耳にし、胸が締め付けられる思いで、聞き入ってしまいました。

今までに数多くの犯罪報道を耳にしては来ましたが、そしてその度、識者が被害者に対するケア等が必要との見解が何度も新聞紙上におどっておりましたが、あくまでも他人事とのスタンスでいる自分がおりました。

今回の講話を聞いて、犯罪被害に遭われた方々が、世間の目を気にしながら生きる。なんと辛い事でしょう。

新聞やテレビなどのマスコミの通り一遍の報道だけでなく、教育現場でも被害者の現状を知らせ、理解と配慮・協力を訴える事も重要であると思いますし、もっと小さな単位では、地域においても、集会等があった場合には、たとえその地域に犯罪

が発生していなくても、もし発生したならとの前提でもって、日頃より被害者に対し何ができるのか等話し合いを持っておくべきではないかと思えます。

それでは、今の私には何ができるんだろう。他人には理想が言えるのに、自分には何も言えない。でも手助けしたい。公務員としての自分が考えることは、市役所では、直ぐに対応出来る体制にあるのか?ということ。専門的な研修を受ける機会も無く窓口対応は不安が一杯です。

市役所関係各課の支援可能な業務・事項を把握し、支援に携わる業務をたらい回しすることなく、円滑に進め、せめて継ぎ目のない支援を行えるよう努力することが、現在できる精一杯のことではないかと考えますが、なんと微力なことかと慄然とします。もっと時間をかけ一步一步、自分達が出来ることを考え、拡大していきたいと思えます。人は自分のために生きているのではない、誰かのために生きている。ということを胸に。

最後になりますが、被害者になられた方々が、ごく普通の生活(日常生活)に戻られますよう心から願っております。

第2グループ ファシリテーターをして

ファシリテーターをするという緊張感を精一杯隠して明るく、「第2グループはこちらです！」と私は手を上げた。

メンバーは、急遽参加の日本財団の方を含め7名だった。

長時間の研修に続き、被害者の声を聞いた直後の重い気持ちを軽くしようと背伸びや腹式呼吸をすると、「気持ちいい〜」の感想がもれた。

自己紹介のときから、私が促すまでもなく話しがはずみ、その積極的な発言の中に研修に参加して今後の対応に役立つものを一つでも身につけようとする姿勢を感じた。

地域振興局の方が、「佐藤さんの話しにあてられて……」と話し始めるも、こみ上げる感情で次の言葉が出てこない。一瞬し〜んとなり、ファシリテーターとして「どうしよう…」と思ったが、皆さんはだまって次の言葉が出るまで見守っている、そんな感じがした。するとその方は、「話しがとても重くて…。私達の地域にも悲惨な思いをしている被害者がいるんです。」と、かつて窓口で被害者の対応をした時の気持ちを私達に伝えてくれた。

多くを語らなくてもその思いは他の方にも伝わり共有できたのではないだろうか。この方達なら被害者の気持ちに寄り添うことができるのではないかと、嬉しい気がした。

手探りながらも警察と市町村が連絡をしあい対応した事例も紹介され、良い支援のためには日頃の顔の見えるつながり・連携が必要との結論になった。

地域の人にとって身近な市町村の窓口や警察が、被害者にとって行きやすい所であればいいと思うし、また参加者もそれを目標にしている様でもあった。

又、一人では一機関では無理なことでも協力しあえば何かできるのではないかと、先ずはやってみようということでグループの話し合いは締め括られた。

ファシリテーターの立場を忘れて一緒に盛り上がりすぎてしまったが、一生懸命に出来ることをやろうとする皆さんに出会えたことに感謝をしたいと思う。

支援センター支援員

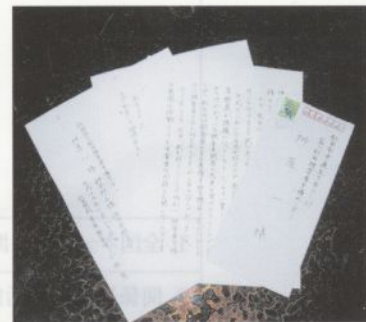


裁判所からのお礼状

平成19年6月14日秋田家庭裁判所所属の調査官、書記官の研修会に当センターから講師を要請されました。当センターから四名の方が出むきお話をしてきました。そのあと裁判所からご丁寧な礼状をいただきました。

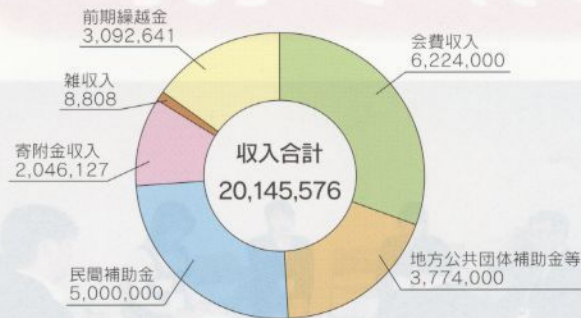
犯罪被害者に対する援助や対応について、具体的な内容で大変衝撃を受けると同時に今後について学ぶことが多くあったとのことでした。

当センターは今後とも各関係機関と連携を密にしてより一層のご理解とご協力を得られればと思っています。



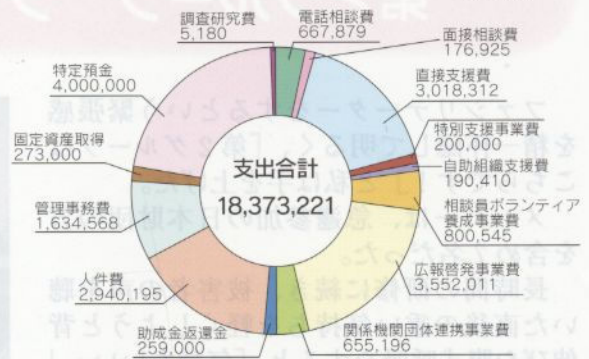
〈平成18年度収入〉 H18. 4. 1～19. 3. 31

単位：円



〈平成18年度支出〉

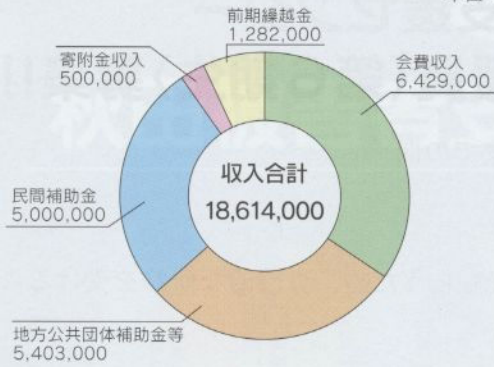
単位：円



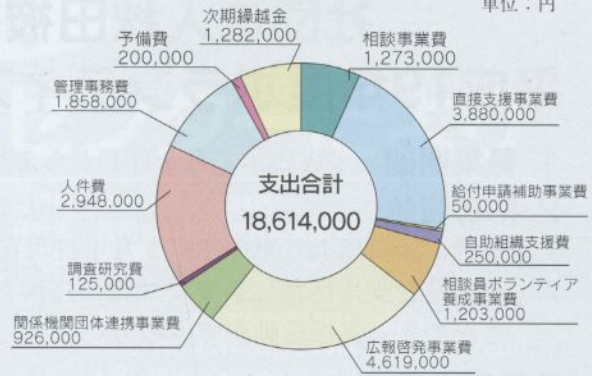
〈平成18年度事業報告〉

事業名	事業項目	内容
1 被害者支援事業	1 直接的支援活動の推進	直接的支援件数 21回 ①付き添い等 13回 (カウンセリング、調停、検察庁、裁判所、警察等) ②情報提供 5回 (支援内容の説明、医療機関の紹介等) 特別支援事業も直接的支援活動に含まれる。 ③特別支援2回 ④物品貸与1回 (防犯ブザー)
	2 電話相談活動の推進	○相談受理件数 244件 ○男女別 女性50%、男性44%、不明6% ○地域別 秋田市21%、県南9%、県北8%、中央8%、不明54%
	3 面接相談活動の推進	法律相談等 5回 (訪問3回 センター内2回)
	4 被害者自助グループ支援	「秋田交通死亡事故被害者の会」(遺族)への支援として、スタッフの派遣、会場の提供、会場設定、開催案内等を実施している。 ○毎月1回開催 5月横手市、6月能代市において、移動自助グループを開催した。 秋の交通安全運動「交通安全ふれあい広場」において、パネル展示を行った。
2 研修事業	1 被害者支援員研修	○定例研修会の開催 毎月第4水曜日 ○直接支援員研修 10回開催 ○県外研修 直接的支援セミナー 8回 ○全国被害者支援ネットワーク主催 全国研修会 東京、京都 2回
	2 新規支援員の育成のための養成講座	ボランティア支援員養成講座 平成17年度募集した2名が、ボランティア支援員養成講座初級・中級・上級編を研修。
3 広報啓発事業	1 広報啓発事業	広報紙発行7号及び第8号の発行 相談活動、直接支援、賛助会員募集の各リーフレットの作成・配布 ホームページ http://www.av.s.or.jp アクセス件数 7,770件
		秋田被害者支援運動の開始 被害者支援のためのメッセージの募集等 警察相談の日キャンペーン 秋田アグラ広場 犯罪被害者支援の日キャンペーン 遊学舎 リーフレット配布 県内市町村募金箱設置依頼 募金箱30個
		犯罪被害者週間「国民のつどい秋田大会」 ・主催 内閣府・秋田県・(社)秋田被害者支援センター ・日時 平成18年11月25日 ・場所 県庁第2庁舎 大会議室 ・参加者 約300人 ・内容 犯罪被害者等基本計画について
	1 全国ネットワーク関連活動	○全国被害者支援ネットワーク主催の全国研修会参加 5回
	2 関係機関連携活動	○犯罪被害者等支援担当者研修会 (県議会大会議室) ○地区別 (県北、中央、県南) 犯罪被害者等支援担当者研修会 ○秋田県被害者支援連絡協議会 (2回) (秋田県警本部) ○第1回法テラス秋田地方協議会 ○中央地域ネットワーク会議
4 調査研究活動	1 関係機関への協力	センター視察来所 部外への講師派遣 等

〈平成19年度予算収入〉 H19. 4. 1～20. 3. 31
単位：円



〈平成19年度予算支出〉
単位：円



〈平成19年度事業計画〉

事業名	事業項目	内容
1 被害者支援事業	1 直接的支援活動の推進	1) 被害者支援員が面接、付き添い及び支援に必要な関係機関の紹介、物品の供与又は貸与、損害賠償請求の支援等を行う。 2) 特別支援事業 犯罪被害者等は、再び危害を加えられるのではないかと恐怖や不安を抱いている。特に性犯罪の被害者やストーカー行為等の被害者は、身体的にも精神的にも極めて重い被害を受けているほか、犯罪により居住地に居住することが困難になり転居を余儀なくされたり、性病検査費、妊娠検査薬費、治療費等の経済的負担を強いられていることから、支援センターが被害者が負担している費用について一人10万円（傷害事件については5千円）を限度に補助する。 3) 犯罪被害者等給付金の申請手続きの補助を行う。
	2 電話相談活動の推進	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前10時～午後4時
	3 面接相談活動の推進	弁護士、精神科医、臨床心理士に相談委員を委嘱し、専門的立場から相談に応じる。（予約制）
	4 被害者自助グループ支援	被害者同士が集う自助グループにおいて、被害態様別により多くの被害者が集えるよう支援活動を推進する。
2 研修事業	1 被害者支援員研修	支援員の能力の向上を図るため、毎月第4水曜日に支援員研修を開催するほか、各種研修などの活動を推進する。
	2 新規支援員の育成のための養成講座	一般公募による支援員の募集活動と養成講座を開講
3 広報啓発事業	1 広報啓発事業	1) 機関紙、リーフレット、ホームページ等による情報発信 2) 「犯罪被害者支援の日キャンペーン」 10月3日 犯罪被害者支援の日 3) フォーラムの開催 4) 犯罪被害者週間 11月25日～12月1日
	2 賛助会員の拡大	社会の広範囲な層に対する被害者支援意識の浸透に努め、新規会員の拡大を図る。
4 調査研究活動	1 全国被害者支援ネットワーク関連活動	1) 全国被害者支援ネットワークおよび加盟団体との連携を深め、被害者実態に関する情報交換を行い、被害者実態に対応した施策を推進する。 2) 全国被害者支援ネットワーク主催の全国研修会への参加。
	2 関係機関連携活動	1) 県、市町村、警察、秋田県被害者支援連絡協議会等の関係機関・団体との連携。 2) 秋田県犯罪被害者等支援基本計画における市町村等の総合的対応窓口担当者への研修会等。
	3 被害者実態に関する調査研究	被害者実態に関する情報交換、被害者実態の調査研究を推進する。

社団法人秋田被害者支援センター 平成19年度ボランティア支援員〈第6期生〉募集!!

1 募集期間 平成19年7月2日(月)から7月31日(火)までの間

2 応募資格

- (1) 年齢、20歳以上(平成19年1月1日現在)
- (2) 相談及び支援活動に必要な知識、技術を取得してもらうため、専門的な研修を受けることができ、支援活動ができる方。

3 募集人員 約20名

4 選考方法

- (1) 応募者が提出した申込書等の関係書類に基づいて、一次審査を行い、「支援活動員候補者」として選考させていただきます。
- (2) 一次審査で「支援活動員候補者」に選考された方は、約2年間研修を受けていただきます。

賛助会員の皆様へ

秋田被害者支援センターの活動資金は、県民の皆様の善意に支えられております。被害者の皆様が何時でもどこでも等しくニーズに添った支援を受けられるよう活動を充実させ継続させていくため今後ともよろしくお願いいたします。

社団法人秋田被害者支援センターの活動を支える賛助会員募集

私たちの活動は、賛助会員で、支えられています。支援員は、ボランティアですが、広報啓発活動や直接支援活動・事務局の運営などに経費を必要とします。センターの活動を支えてくださる賛助会員を募集しております。会員の方には、センターだより、講演会、フォーラムなどのご案内を差し上げております。

賛助会員 個人会員 年会費 一口 1,000円 法人会員 年会費 一口 5,000円
※一口以上、何口でも結構です。

口座名義 (社)秋田被害者支援センター 理事長 佐藤 怜

振込先 秋田銀行 本店 普通 No476400 北都銀行 本店 普通 No0953069
郵便振替口座 02220-6-80225

ご寄附ありがとうございます

みちのくキャンティーン様	52,445円
大曲仙北中古自動車販売協会の様	100,000円
個人様	30,000円
合計	182,445円

編集後記

会報第9号をお届けします。本年度も被害者のために充実した活動をしていきたいと思っています。皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

秋田県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

社団法人秋田被害者支援センター

一人で悩まないで、
まずはお電話をおかけ下さい。

相談電話 018-832-8010
(フリーダイヤル) 0120-62-8010

月曜日～金曜日
(祝日、年末年始を除く)